

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K09- 114	2009/12/06	2013/03/18	石油ファンヒーター	(火災、死亡1名)火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。			福島県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の前面に置かれていた布団が焼損していた。 ○当該製品内部の制御基板や送油経路に異常は認められず、燃焼室内に異常燃焼した痕跡は認められなかった。 ○当該製品を作動させた結果、運転開始後にすぐに安全装置が働いて運転が停止した。その際、内部の埃が製品の外まで飛び出す状況が確認された。 ○同等品を用いて再現テストを実施した結果、飛び出した埃が可燃物に着火することはなかった。 ●当該製品内部に異常燃焼の痕跡が認められず、製品内部の埃が飛び出しても可燃物には着火しないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
B1K09- 113	2009/11/09	2012/06/04	石油ふろがま(薪兼用)	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	左記参照		長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、事故当日わらを使って作業を行っており、当該製品の周囲にわらが散在していた。 ○当該製品の灰出し口の蓋が外れたまま使用されていた。 ○当該製品には他社製バーナーが取り付けられていたが、バーナーノズルの状態は良好であり、燃焼不良等の異常の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の周辺にわらを放置した状態で当該製品に点火したため、灰出し口付近のわらが出火し、火災に至ったものと推定される。 	製造から20年以上経過した製品 A1K0900129と同一事故 A1K0900158と同一事故 につき製造事業者から報告があったもの
B1K09- 112	2009/12/24	2012/06/04	石油ふろがま	(火災)当該製品を使用中、火災が発生し、当該製品が焼損した。	左記参照		岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品内部は、焼損していなかった。 ○排気筒(煙突)は、当該製品の上蓋に差し込んだだけで固定されており、容易に外れる状態であった。 ○当該製品の上蓋には、排気筒と固定するための接続口がなかった。 ○排気筒設置工事は、使用者が行ったのか、設置業者が行ったのかは特定できなかった。 ●当該製品には異常が認められず、当該製品の排気筒が正しく設置されていなかったために、何らかの荷重が排気筒に加わって傾いて外れ、隙間から使用中の排気熱などが漏れて周辺の可燃物に引火し、火災に至ったものと推定される。なお、接続口は、当該製品出荷時からビス留めで取り付けられている部品であるが、排気筒設置状況が不明であり、接続口が外されていた理由の特定には至らなかった。 	製造から10年以上経過した製品
B1K09- 111	2009/11/15	2012/06/04	石油給湯機	(火災)当該製品を使用中、当該製品の排気口の上部にある煙突及び天井が焼損した。	左記参照		北海道	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が、賃貸マンションの脱衣所に約20年間設置されていた当該製品を使用中、当該製品の排気口より上部に向かって天井を貫通していた排気筒及び天井を焦がす火災が発生した。 ○排気筒には、高温の排気熱による過熱痕が認められ、内部にタールの固まりが認められた。 ○当該製品の排気口内部、熱交換器の煙管及び上部にある消音室には、多量のスス付着が認められた。 ○送風機の空気吸い込み口には、多量のホコリ付着が認められ、送風経路にも、スス付着が認められた。 ○当該製品の他の部品には、出火に至る異常は認められなかった。 ●当該製品は、長期使用によって本体内の排気口付近から排気が漏れて給気したことで燃焼不良となってススが生じ、熱交換器にススが付着して高温の排気が排気筒に流れて過熱され、周囲の天井を焼損したものと推定される。 	*使用期間:不明(製造年から約20年使用と推定)
B1K09- 110	2009/05/19	2012/06/04	石油ふろがま用バーナー	(火災)浴槽に水を張り、当該製品で風呂を焚いたところ、何らかの原因により浴槽の水が抜けて空焚きとなり発煙し、当該製品及び周辺を焼損した。	左記参照		茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の外観に焼損は認められなかったが、変色が生じていた。 ○使用者は、浴槽に水を張りすぎたので、排水栓を抜いて水位を調整し、排水栓を閉めて当該製品の運転を開始した後、浴室内に煙が充滿していた。 ○当該製品は、空焚き防止装置が搭載されていない製品である。 ○消火後浴槽には水は残っていなかった。 ●当該製品は空焚き防止装置が搭載されていない製品であり、使用者の浴槽の排水栓の閉め方が不完全であったため水が抜け、その状態のまま、当該製品を運転したため空焚き状態となり、火災に至ったものと推定される。 	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K09-109	2009/07/06	2012/06/04	石油ふろがま(薪兼用)	(火災)当該製品をタイマー運転で使用中に、当該製品周辺から出火する火災が発生した。	左記参照		宮城県	<p>○当該製品が設置された土間で数日前から灯油臭がしており、バーナーが傾いていることを使用者は気づいていたが、そのまま使用を継続していた。</p> <p>○当該製品にバーナーを固定する2本の金具(ターンバックル)のうち、バーナーの焼却口側金具の引っ掛け部が外れて焼損していた。また、2本のターンバックルは、中央部で溶断し、バーナーが傾いていた。</p> <p>○ゴム製送油管は硬化し、灯油タンクとの接続部で亀裂が生じており、灯油タンクからふろがまに掛けて、床や壁に灯油のしみ込みが認められた。</p> <p>○バーナー取付部のパッキンにススが付着していた。</p> <p>●当該製品のバーナーが傾いていることや、使用者が当該製品周辺で灯油臭がすることに気づきながら使用を継続したため、ふろがま本体とバーナーの間に生じた隙間から炎があふれ、送油管の亀裂部から漏れ</p>	製造から10年以上経過した製品
B1K09-108	2009/06/02	2012/06/04	石油ふろがま(薪兼用)	(火災)当該製品を使用していたところ、当該製品が焼損する火災が発生した。	左記参照		奈良県	<p>○使用者が、当該製品の焚き口に薪を入れ、タイマーで1分程度バーナーを点火して薪に火を付けた。薪を何度か継ぎ足して40分ぐらいで湯が沸くので、沸き上がり5分位前に現場を離れて戻ってくると当該製品周辺から火が出ていた。</p> <p>○当該製品の焚き口は開いた状態であり、焚き口左側の缶体周辺が焼損して内部に消火剤が入っていた。</p> <p>○バーナー及び缶体は、下側に著しい焼損が認められた。また、缶体底部に多量のスス付着が認められた。</p> <p>○バーナー内部は、下側のコード類に著しい焼損が認められたが、溶融痕などの発火痕跡は認められなかった。</p> <p>○送油管は、電磁ポンプ側の接続面が劣化しており、バーナー接続部との締め付けが不十分な状態であったことが確認された。</p> <p>○設置場所の当該製品下方には、湿った木材や土などがあり、灯油のしみ込みが認められた。</p> <p>●当該製品には、出火に至る異常は認められていないが、当該製品を長期間使用している間に、バーナーへ不十分に接続された送油管から灯油が漏れていたところへ、風呂を沸かすために燃焼室に投入した薪の火の粉が焚き口から外に出て、漏れた灯油に引火して火災に至ったものと推定される。なお、当該製品及び送油管の設置者については、特定に至らなかった。また、当該製品の取扱説明書には「まき・ゴミ等を燃やす場合は機器から離れないこと」旨、記載されている。</p>	
B1K09-107	2009/12/12	2012/06/04	石油こんろ	(火災)当該製品を消火するため、芯調節つまみを操作するなどしたが、しばらくして消火されていないことに気づき、再度、芯調節つまみ等を触っていたところ、炎が大きくなり当該製品を焼損した。	左記参照		鳥取県	<p>○当該製品には、昨シーズンから持ち越した灯油が入っており、2、3日前から消火しづらい状態であった。</p> <p>○芯先端部には、多量のタールが付着して芯が固化しており、芯調節つまみ及び対震自動消火装置を作動させても、芯が芯案内筒内の消火位置まで下がらなくなっていた。</p> <p>○燃焼筒は、全体的にスス付着が認められ、特に燃焼筒の煮こぼれ受けの裏側には、ススが厚い層となって付着していた。</p> <p>○油タンク内には、変色した灯油が認められた。</p> <p>●当該製品には、変質灯油が使われていたため、芯先が固着して消火できず、使用者が消火しようとしてつまみを触っていたところ、過熱していた燃焼筒がずれて異常燃焼が生じ、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、変質灯油を使用しない。異常燃焼や芯が下がらなくなる恐れがある旨や、変質灯油を使用して異常が生じた場合は芯の手入れや交換をする旨、それぞれ記載されている。</p>	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K09-106	2009/10/18	2012/06/04	石油ふろがま	(火災)浴槽に水を張り、当該製品を点火後、しばらくしてから火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。	左記参照		埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品及び周辺の土間に著しい焼損が認められた。 ○浴槽には、水が張られており、循環ホースは、残存していた。 ○当該製品と周辺の可燃物とは、十分な離隔距離が認められた。 ○当該製品内部にある油量調節器は、給気用ガラリに近い箇所から上方にかけて、受熱による溶融変形が認められた。 ○燃焼部には、スス付着が認められず、電気部品には、溶融痕は認められなかった。 ●当該製品は、設置状況に問題が無く、空焚きや内部からの出火の痕跡が認められないため、外火が外装開口部から当該製品内部に入り込んで延焼し、火災に至ったものと推定される。なお、当該製品周辺の焼損が著しいため、出火元の特定には至らなかった。 	・使用期間:約3~4年
Z1K09-105	2009/11/03	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災)火災が発生し、現場に当該製品があった。	左記参照		大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、本体内側より外側の焼損が著しかった。 ○当該製品の燃焼筒はガラス製の外筒が溶融しているが、ススの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の芯案内筒にはススの付着は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないため、製品に起因しない事故と判断される。なお、事故当時の使用状況の詳細が不明のため、事故原因の特定には至らなかった。 	
B1K09-104	2009/12/20	2012/06/04	石油給湯機	(火災)当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	左記参照		新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を用いて鯉の養殖用水槽の水を濾過器で浄化することなく循環・加温していた。 ○当該製品の熱交換器パイプや缶体底板に腐食孔がみられ、外装底板には過熱された形跡が認められた。 ○当該製品は、木台の上に設置されていた。 ○当該製品は、使用者が設置したものであった。 ●当該製品を用いて鯉の養殖用水槽の水を浄化することなく循環・加温していたため、鯉の糞尿などで汚れた水の影響により熱交換器が腐食して水が漏れ、缶体底部に水が落下して缶体底板が腐食し、缶体底板の腐食孔から漏れた燃焼ガス又は炎により外郭底板が継続過熱されたため、当該製品を設置した木台など周囲の可燃物に引火したものと推定される。 	
B1K09-103	2009/12/25	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。	左記参照		静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、当該製品を点火後、消火せずにカートリッジタンクを取り出して給油していた。 ○給油後、当該製品にカートリッジタンクをセットしようとした際、カートリッジタンクのネジ式口金が外れ、カートリッジタンクからこぼれた灯油が当該製品の天板にかかり火災になった。 ●当該製品を消火しないでカートリッジタンクに給油し、カートリッジタンクのネジ式口金を十分に締めなかったため、当該製品にカートリッジタンクをセットしようとした際、カートリッジタンクのネジ式口金が外れてこぼれた灯油が当該製品の天板にかかり、火災に至ったものと推定される。 	
B1K09-102	2009/12/24	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災・軽傷2名)火災が発生し、2名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。	左記参照		富山県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のワンタッチ式カートリッジタンクを本体にセットする際、灯油がこぼれたが、こぼれた灯油を拭き取らないままマッチで点火したところ、当該製品全体から火がでた。 ○当該製品は、全体的に焼損していたが、異常燃焼の痕跡が認められなかった。 ○当該製品のカートリッジタンクは、本体に収納されており、蓋は正常に閉まった状態で口金の弁に異物の噛み込みは認められなかった。 ●原因は、給油したカートリッジタンクを当該製品本体にセットする際、タンクから灯油がこぼれたが、こぼれた灯油を拭き取らないまま点火したため、こぼれた灯油に点火時の炎が引火して火災に至ったものと推定される。なお、カートリッジタンクの口金の弁には、異物噛み込みの痕跡が認められないため、灯油がこぼれた原因の特定には至らなかった。本体表示には、「こぼれた灯油は拭き取る」と記載があり、取扱説明書には、「給油口を下にして、灯油漏れがないことを確認してから本体にセットする」旨、記載されている。 	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K09- 101	2009/11/19	2012/06/04	石油ファンヒーター	(火災)当該製品を点火し、その場を離れていたところ、火災が発生した。	左記参照		兵庫県	<p>○当該製品から約1m離れたところに紙製の蓋付き菓子箱が約1～1.5mの高さまで積み上げられていた。</p> <p>○当該製品のバーナー部とその周囲の遮熱板、放熱筒には、ススの付着はなく異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源コードなど一部の部品は欠落していたが、残存する部品から出火の痕跡は認められず、電気配線に溶融痕は認められなかった。</p> <p>○バーナーモーター冷却用空気の通気部であるバーナーモーターカバーの内面に煤の付着が認められたことから、事故当時運転中であると推定された。</p> <p>●当該製品の近傍に積み上げられていた菓子箱が当該製品によって過熱されて出火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「可燃物との距離を1.5m以上離す」旨、記載されている。</p>	消費者庁の公表では「石油温風暖房機(開放式)」と記載
B1K09- 100	2009/11/22	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災軽傷1名)当該製品に点火し、しばらくすると当該製品下部から出火し、当該製品及び周辺を焼損した。	左記参照		宮城県	<p>○子供が茶の間から自分の部屋へ当該製品を運んでマッチで点火し、燃焼筒の握わりを確認して燃焼が安定するのを待っていたところ、置台の奥の方に炎が見えた。なお、使用後のマッチは、芯調節つまみ下に位置する置台上に置いていた。</p> <p>○当該製品は、置台及び固定タンクの表面に堆積していた埃が広範囲で燃焼しており、置台の上には使用済みのマッチが確認された。</p> <p>○当該製品には、異常燃焼や灯油漏れの痕跡は認められなかった。</p> <p>○焼損したストーブの置台や固定タンクから灯油のにおいが認められた。</p> <p>●当該製品を移動した際に漏れ出た灯油が置台に堆積した埃に染み込み、点火時に使用したマッチを置台に置いたことにより、灯油が染み込んだ埃に引火して火災に至ったものと推定される。なお、本体表示には、「マッチの燃えかすをストーブ内部や置台の上に置かない。樹脂部品が焼損したり、火災の原因になる」の注意表示、取扱説明書には、「埃をとくとき除除去する。ごみ、埃などがつまると、異常燃焼の恐れがある」</p>	
B1K09- 099	2009/12/04	2012/06/04	石油ファンヒーター	(火災)当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。	左記参照		石川県	<p>○当該製品は、事故の2日前には点火レバーを消火位置に戻しても消火できず、当該製品から異臭がしていたため、家人に当該製品を使用しないよう伝えていた。</p> <p>○当該製品のカートリッジタンクの給油口が根元から傾いており、給油口根元のかしめ部から灯油漏れが認められた。また、カートリッジタンクの給油口に、打痕等の衝撃を受けた痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品は焼損が著しいため、点火レバーの作動状況は確認できなかった。</p> <p>○燃焼筒の内部にはススがほとんど付着しておらず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品のカートリッジタンクは、何らかの原因により給油口が根元から傾いて給油口根元のかしめ部から灯油が漏れる状態となっており、使用者は点火レバーにより消火ができない不具合や当該製品から異臭がするため使用されていなかったが、家人が誤って当該製品を使用したため、カートリッジタンクの給油口のかしめ部から漏れた灯油が当該製品内にあふれ、運転時の温度上昇により気化した灯油に当該製品の火が引火して火災に至ったものと推定される。</p>	消費者庁の公表では「石油温風暖房機(開放式)」と記載
B1K09- 098	2009/11/	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品を使用中に異臭がしたため、確認するために当該製品のカートリッジタンクを引き抜いたところ、火災が発生した。	左記参照		東京都	<p>○使用者が、当該製品のカートリッジタンクを引き抜いた直後に出火した。</p> <p>○当該製品のカートリッジタンクのふたが油受皿に残っていた。</p> <p>○当該製品のカートリッジタンクに変形は認められなかった。</p> <p>●使用者が、当該製品のカートリッジタンクのふたを十分に締め付けずに当該製品に装着したため、カートリッジタンクを引き出した際にカートリッジタンクのふたが外れ、カートリッジタンクからこぼれた灯油が燃焼筒にかかって出火したものと推定される。</p>	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K09-097	2009/11/26	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(CO中毒・死亡1名)一酸化炭素中毒の死亡事故が発生し、現場に当該製品があった。	左記参照		宮城県	<p>○当該製品にススの付着は見られず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品の点火時間及び事故発見時に燃焼していたとの証言から、当該製品の燃焼時間は8時間30分と想定され、その間正常燃焼状態であれば灯油残量は約40%になるところ、当該製品の灯油残量は約80%であった。</p> <p>○当該製品による事故現場での再現実験では、点火から2時間30分後に室内の酸素濃度が18.1%となり、酸素不足により当該製品が消火し、その時の室内の一酸化炭素濃度は63ppmであった。</p> <p>●使用者が、当該製品を換気が不十分な状態で長時間使用したため、一酸化炭素中毒となった可能性があるが、当該製品に異常燃焼の痕跡は認められず、当該製品の使用によって事故現場の室内の一酸化炭素濃度が死亡に至るような高濃度とはならなかったことから、事故原因の特定はできなかった。</p>	
B1K09-096	2009/06/15	2012/06/04	石油給湯機	(重傷1名)当該製品でシャワーを使用中、突然、シャワーの湯温が上昇し、火傷を負った。	左記参照		沖縄県	<p>○当該製品は戸建住宅の屋外に設置されていた。</p> <p>○給湯サーミスタの機能及び回路上の部品に焼損等の異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品の内部にヤモリの排泄物及び死骸が確認された。</p> <p>●当該製品内にヤモリが生息していたものとみられ、プリント基板上の排泄物又はヤモリの接触により、マイコンからの信号が誤作動をおこしたものと推定される。</p>	・使用期間:約12年
B1K09-095	2009/03/24	2012/06/04	石油給湯機	(火災)当該製品を設置しているボイラー小屋で火災が発生した。	左記参照		山形県	<p>○当該製品は全体的に焼損していたが、本体内部よりも外部が強く焼けており、製品内部から出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品の天板上に竹や樹脂製ケースが置かれており、本体周辺にもわら束などの可燃物が置かれていた。</p> <p>●当該製品の近傍に置かれていた可燃物に引火した可能性が考えられるが、事故時の詳細な状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかった。なお、取扱説明書には、「製品の上や周囲に燃えやすいものを置かない」旨、記載されている。</p>	・使用期間:不明(製造期間より6~9年使用と推定)
B1K09-094	2009/12/24	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災・死亡2名、重傷3名)当該製品から出火する火災が発生し、2名が死亡し3名が重傷を負った。	左記参照		東京都	<p>○当該製品の周りにハンガーが落ちており、天板に繊維の炭化物と思われる付着物が認められた。</p> <p>○当該製品にこぼれた灯油に引火させる再現実験を行った結果、天板から約1mの炎が30秒ほど上がったが火災には至らなかった。</p> <p>○当該製品の給油タンクのキャップはねじ式であった。</p> <p>●使用者が、当該製品の給油タンクの口金を確実に締めなかったことにより、給油時に口金を外れて灯油がこぼれ、再点火の際、天板等に溜まっていた灯油に引火し当該製品の上部にあった洗濯物に燃え移り火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「給油口口金は確実に締める」、「衣類の乾燥などには使用しない」旨、記載されていた。</p>	
Z1K09-093	2009/04/12	2012/06/04	石油ファンヒーター	(火災)建物を全焼する火災があり、現場に当該製品があった。	左記参照		香川県	<p>○事故当時、当該製品は使用されていなかった。</p> <p>○当該製品は著しく焼損しており、コントロールパネル、燃焼フィルター、基板等周辺部に取り付けられた部品及び取っ手が焼失していた。</p> <p>○電源コードの被覆は焼損していたが、溶融痕は認められなかった。</p> <p>○電源コードが接続されていたコンセントは焼損が著しく、電源プラグ及びコンセントの樹脂部分が焼失し、原形を留めていなかった。</p> <p>●当該製品は事故当時使用されておらず、電源コードが接続されているコンセントのトラッキング等により出火に至ったものと推定される。</p>	
Z1K09-092	2009/12/25	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災・死亡1名)火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	左記参照		福島県	<p>○当該製品には発火に至るような異常は認められなかった。</p> <p>○使用者は、一人暮らしで火災により死亡しており、周辺に民家が無く早朝5時の火災のため目撃者がいないことから、事故当時の状況は確認できなかった。</p> <p>●事故原因は、当該製品に発火に至るような異常は認められなかったことから、外部からの延焼によるものと推定される。なお、出火元の特定には至らなかった。</p>	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
Z1K09-091	2009/11/04	2012/06/04	石油こんろ	(火災)火災が発生し、現場に当該製品があった。	左記参照		奈良県	○当該製品の外側の焼損が著しいが、内側にある五徳、油量計、給油口ふた内側などに異常な焼損の痕跡は認められなかった。 ○燃焼筒には、煤付着などの異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ●事故原因は、当該製品の内部に発火した痕跡が認められないことから外部からの延焼により火災に至ったものと推定される。なお、出火元の特定には至らなかった。	
Z1K09-090	2009/08/14	2012/06/04	石油給湯機	(火災)当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	左記参照		広島県	○当該製品は、内側より外側の方が焼損が激しかった。 ○バーナー部のノズルに煤はほとんど付着しておらず、正常に燃焼し、熱交換器内部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○送風機、イグナイタ、電磁ポンプのリード線が焼損しているものの、溶融痕はなく、製品内部はほとんど焼損していなかった。 ○焼損した送風機、イグナイタ及び電磁ポンプを交換し運転させると、正常に作動した。 ●事故原因は、当該製品からの出火ではなく、外火により焼損に至ったものと推定される。なお、出火元の特定には至らなかった。	製造から15年以上経過した製品
B1K09-089	2009/02/25	2012/06/04	石油ファンヒーター	(火災・死亡1名)火災が発生し、1名が死亡した。当該製品からの温風により、温風吹き出し口近傍にあった布団が発火した可能性がある。	左記参照		長野県	○使用者は、当該製品を使用したまま就寝していた。 ○温風吹き出し口付近に布団が接触したとみられる炭化物が確認された。 ●事故原因は、使用者が当該製品を使用したまま就寝したため、温風吹き出し口に布団が接触して発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「温風吹き出し口をふさがない」「寝るとき消火」等の警告、「可燃物との距離を離す(周囲と1m以上の離隔距離)」旨、記	
B1K09-088	2009/02/19	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災・軽傷1名)家屋が全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。給油時に給油タンクを抜いた際に、給油タンク口金が外れて火災に至った可能性が考えられる。	左記参照		岩手県	○当該製品のカートリッジタンクのねじ式ふたのみがストーブ本体に残っており、ふた部分のねじ山に異常は認められなかった。 ○当該製品は全体的に焼損が著しいが、出火に至るような異常は認められなかった。 ○燃焼筒には煤の付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ●事故原因は、使用者が、当該製品のカートリッジタンクのねじ式ふたを確実に締め付けていない状態で、カートリッジタンクを当該製品の本体にセットしていたため、給油しようとカートリッジタンクを本体から抜いた際にふたが外れ、カートリッジタンク内に残っていた灯油がこぼれ、消火後間もない当該製品の燃焼部に灯油がかかって着火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、給油口口金を確実に締める旨、警告表記されていた。	
B1K09-087	2009/02/14	2012/06/04	石油ふろがま	(火災)タイムスイッチで点火後、しばらくすると当該機器が焼損していた。	左記参照		岩手県	○当該製品は、電気・機械の修理業務に従事した経験がある使用者によって、空焚き防止装置及び燃焼安全装置を無効にする改造が施されていた。 ○浴槽には水が残っていなかった。 ●事故原因は、使用者により空焚き防止装置が作動しないように改造されていたため、浴槽に水がない状態で当該製品を点火したところ、空焚きとなり、当該製品及び周囲を焼損したものと推定される。	製造から15年以上経過した製品。使用17年以上。
Z1K09-086	2009/12/09	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災)火災が発生し、現場に当該製品があった。	左記参照		栃木県	○当該製品の外郭は、内部よりも外部で焼損が著しかった。 ○燃焼筒には、煤付着などの異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○給油タンクは、本体内にあり、口金にも緩みは認められなかった。 ●事故原因は出火元も含め不明であるが、当該製品は外部からの延焼によるものと判断される。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K09-085	2009/12/12	2012/06/04	石油給湯機	(火災)暖房目的に使用されていた当該製品から出火したと思われる火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。	左記参照		愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ○バーナノズルは、使用者が噴霧量の大きなものに交換しており、噴霧不良が生じていた。 ○改造による異常燃焼で、排気筒に煤が詰まり、燃焼ガスが十分に排出できない状態となっていた。 ○異常燃焼によって、バーナロのパッキンが焼損し、一部欠損したまま使用していたため、燃焼ガスが機器内に漏れ出していた。 ●事故原因は、使用者の改造により異常燃焼が発生し、煤で排気筒が詰まり、燃焼ガスがうまく排出できない状態となり、バーナロパッキンが欠損したまま使用していたため、燃焼ガスが機器内部に漏れ、油に引火したものと推定される。 	製造後20年以上経過した製品
B1K09-084	2009/11/13	2012/06/04	油だき温水ボイラ	(火災)当該製品内部より発火し、当該製品及び周辺を焼損した。	左記参照		宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ○本体背面の電源コード取出口付近で著しい焼損が認められた。 ○当該製品設置時に、設置業者が延長コードに電源コードを接続しており、余ったコードを本体内部に押し入れていた。 ○本体内部にあった電源コードには、溶融痕が認められた。 ●事故原因は、設置業者の施工不良により、本体内に押し込まれていた電源コードが、当該製品燃焼部の熱を受けるなどして劣化し、被覆が破損してショートして発火に至った可能性が考えられるが、電源コードが、押し込まれていた状態が不明であるため、事故原因の特定には至らなかった。 	使用約11年
B1K09-083	2009/10/02	2012/06/04	石油ストーブ(密閉式)	(火災)当該製品を使用中、製品後方から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。	左記参照		北海道	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のあった部屋は約1年半空き部屋状態となっており、入居約1週間後に事故が発生した。 ○当該製品は、全体的に焼損が著しく、他に火源となるものは認められなかった。 ○ゴム製送油ホースは、焼失していた。 ○同一建物に設置されていた同型品では、送油ホースに多数の亀裂が認められた。 ●事故原因は、長期(約14年)間使用により、ゴム製送油ホースが劣化して亀裂が生じ、ホースから漏れた灯油が本体内部に堆積した埃へ浸み出し、基板部のスパーク等により引火して周辺の可燃物に延焼し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、使用時に油漏れ確認及び1年に1度ゴム製送油管の亀裂確認をおこなうなどの旨、定期点検を記載している。 	約14年使用
B1K09-082	2009/12/23	2012/06/04	石油ファンヒーター	火災が発生し、現場に当該製品があった。	左記参照		岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ○事故当時、当該製品は使用していなかった。 ○当該製品の本体外側下方は、本体内部に比べて著しい焼損の痕跡が認められた。 ○当該製品の電気部品から発火した痕跡は認められず、燃焼部に異常燃焼した痕跡も認められなかった。 ○ねじ式の給油タンクは、ふたが正常に締められていた。 ●事故原因は、当該製品内部の電気部品や燃焼部から発火した痕跡は認められず、本体内部に比べて外側下方の焼損が著しいため、外部からの炎による火災と推定される。(2010/12/03公表内容) 	
B1K09-081	2009/12/21	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	当該製品から出火する火災が発生し、2名が火傷を負い、当該製品及び周辺が焼損した。	左記参照		宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ○事故前日、使用者は給油タンクを本体にセットする際に当該製品上に灯油がこぼれたことを認識していたが、こぼれた灯油をよく拭き取らず、翌朝点火していた。 ○燃焼筒には、煤やタール等は付着しておらず、異常燃焼した形跡は認められなかった。 ○当該製品の内部及び下部に油漏れによる焼損が認められた。 ○当該製品の給油タンクは社告未対策品であったが焼損が著しく、社告同一事象(ふたの半ロックによる油漏れ)が発生していたかどうか確認はできなかった。 ●事故原因は、使用者が給油タンクに給油後、タンクを本体にセットする際に当該製品上に灯油がこぼれたことを認識していたが、こぼれた灯油をよく拭き取らずに点火したため、引火したものと推定される。(2010/12/03公表内容) 	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K09-080	2009/12/30	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	左記参照		佐賀県	○当該製品に異常は認められなかった。 ○当該製品から30cm離れた場所にテーブルがあり、その上に畳んで重ねてあった洗濯物が当該製品周辺に散乱していた。 ○使用者は当該製品を点火させたまま外出していた。 ●事故原因は、当該製品の上にテーブル上に畳んで重ねてあった洗濯物が、何らかの原因で落下し、事故品と接触したため、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には「カーテン、可燃物近接厳禁」である旨記載されていた。(2010/12/03公表内容)	
B1K09-079	2009/11/06	2012/06/04	石油給湯機	当該製品を運転中、プレーカーが落ちたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	左記参照		愛媛県	○本体内部の排気部内に焦げた小動物が発見され、缶体の底には小動物(鳥)の骨とみられる燃えかすがあった。 ○燃焼筒や缶体内部に、ほとんど煤は付着していなかった。 ○製品内部に油漏れの痕跡は認められず、バーナーは正常に燃焼した。 ○送風ファンの回転はスムーズであった。 ●事故原因は、当該製品の内部に小動物(鳥)が侵入したため給排気部の空気の流れに影響が生じ、製品内部に逆流した炎が周辺の可燃性部品に引火して火災に至ったものと推定される。(2010/12/03公表内容)	使用期間約27年
B1K09-078	2009/11/12	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	当該製品に給油タンクを戻そうとした際に灯油がこぼれ火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。	左記参照		神奈川県	○当該製品内部や燃焼筒に煤が付着するなどの異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○給油後に給油タンクを戻そうとしたところ、突然給油タンクのふたが開いて灯油がストーブにかかり、火が出たとの証言があった。 ○使用者は当該製品を購入後に給油タンクのふたを变形させてしまったため、給油タンクのふたを閉める際、以前は「カチッ」と音がしていたが、最近では音がしないことを認識しつつ使用していた。 ●事故原因は、給油タンクのふたが完全に閉まっていなかったため、ふたが開いて灯油がストーブにかかり、引火したものと推定される。 なお、取扱説明書には「給油は必ず消火してから火の気のないところで行う旨の警告表示が記載されていた。(2010/12/03公表内容)	
B1K09-077	2009/02/23	2012/06/04	石油赤外線ヒーター	火災が発生し、1名が軽傷を負った。出火元と思われる付近に当該製品があった。	左記参照		大阪府	○使用者は事故発生前日にも油タンクを上下逆さまにセットしようとしたり、当該製品の底板や周辺の床に灯油が溜まっている状態であったため、友人が事故品の清掃を行っていた。 ○当該製品は油タンクのある右側の損傷が激しく、油タンクを持ち上げると、油タンクの口金が外れ本体内部に残っていた。 ○当該製品の給油タンクの口金は確実に締められていなかった。なお、当該製品の給油口口金は油タンクに差し込んだ後90度回転させて締める構造であり、中途半端にロックがかかる形状ではない。 ○熱交換器やバーナー部に変色などの製品の内部に異常発熱した痕跡は認められなかった。 ●事故原因は、給油時に油タンクの口金が締められていなかったため油が漏れて火災に至った可能性が推定されるが、使用者から事故当時の使用状況など聞き取りができなかったため、原因の特定はできなかった。(2010/12/03公表内容)	
B1K09-076	2009/01/24	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品内部に煤が付着し、量が焦げていた。	左記参照		宮崎県	○当該製品内部及び燃焼筒に多量の煤の付着が認められ、異常燃焼の痕跡が認められた。 ○置台には、埃などの焼損の痕跡が認められた。 ○置台から炎があがった痕跡が認められた。 ●事故原因は、燃焼筒の据え付け不良が生じて異常燃焼となり、未燃ガスが生じて灯油が落下して置台上に灯油が溜まり、埃の堆積のため給気不足となって炎が下方に吹き返し、置台上の灯油が引火して火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、異常燃焼を防ぐため点火後に必ず燃焼筒の据わりを確認する旨注意表示されていた。(2010/12/03公表内容)	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K09-075	2009/12/22	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	一酸化炭素中毒の死亡事故が発生し、現場に当該製品があった。	左記参照		福井県	調査の結果、 ○当該製品に異常燃焼の痕跡は認められず、燃焼排気ガス中の一酸化炭素濃度にも異常は認められなかった。 ●上記のことから、当該製品に起因しない事故と判断される。原因は、使用者が就寝時に当該製品を消火せず、気密性の高い閉め切った寝室で長時間使用していたため、酸素が不足して不完全燃焼となり、一酸化炭素濃度が上昇して事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、使用中は時々換気する、就寝前は必ず消火する旨、警告表記されていた。(2010/10/01公表内容)	
B1K09-074	2009/12/09	2012/06/04	石油ストーブ(密閉式、床暖房機能付)	2名の気分が悪くなり、病院に搬送され、一酸化炭素中毒と診断された。現場に当該製品があった。	左記参照		北海道	調査の結果、 ○当該製品についてJIS試験(耐風圧性試験や気密性試験)や24時間運転試験を実施したが、燃焼状態に異常は認められず、一酸化炭素も検出されなかった。 ○排気筒の取付けに問題はなく、雪や異物の侵入による閉塞も認められなかった。 ○診断結果による使用者のCO濃度は、一酸化炭素中毒となる10%の基準値に対し1.6%、0.2%と低い値であった。 ●上記のことから、製品に起因しない事故と判断される。(2010/10/01公表内容)	製造から10年以上経過した製品
B1K09-073	2009/12/10	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	当該製品及び周辺を焼損し、1名が火傷を負う火災が発生した。	左記参照		富山県	調査の結果、 ○当該製品の灯油タンクは機器外にあり、タンクのねじ式キャップはタンク室内に残っていた。 ○燃焼筒には、さすが付いておらず異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ●上記の状況から製品に起因しない事故と判断される。原因は、使用者が普段からカートリッジタンクを抜くことで消火しており、灯油タンクを抜いて消火しようとした際に、タンクのキャップが外れたため、残っていた灯油が当該製品の燃焼部に掛かって引火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、キャップは確実に締める旨注意表記されていた。(2010/10/01公表内容)	
B1K09-072	2009/11/20	2012/06/04	石油ファンヒーター	当該製品を使用中に、気分が悪くなった。	左記参照		長野県	調査の結果、 ○当該製品の燃焼状態に異常は認められず、燃焼性能試験及び不完全燃焼防止装置作動試験ともに一酸化炭素はJIS基準値を下回る値であった。 ●上記のことから、製品に起因しない事故と判断される。なお、事故発生場所の換気は十分であったとのことであり、一酸化炭素中毒が生じた原因は特定できなかった。(2010/10/01公表内容)	
B1K09-071	2009/10/13	2012/06/04	石油ふろがま(薪兼用)	当該製品をタイマーで点火後、しばらくすると火災が発生しており、当該製品の煙突周辺を焼損した。	左記参照		岐阜県	調査の結果、 ○当該製品からの発火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の排気筒は防雪用屋根の上部に接していた。 ●上記のことから、当該製品に起因しない事故と判断される。原因は、使用者が当該製品を設置後、自作の防雪用屋根を当該製品の排気筒直下に設置したために使用を続けるうちに木製の屋根が炭化して発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には設置の際に排気筒と可燃物の距離を離す旨記載があった。(2010/10/01公表内容)	使用期間約6年
B1K09-070	2009/09/22	2012/06/04	石油ふろがま	当該製品を使用中に異音が生じたので確認すると、当該製品から出火する火災が発生した。	左記参照		和歌山県	調査の結果、 ○当該製品は、長期使用により点火プラグの絶縁ゴムキャップが劣化し、1~2年前から点火不良を起こしていた。 ○燃焼室下部の耐火炉材等に灯油が染みこんだ痕跡が認められ、給気口には多量の埃が付着していた。 ●上記のことから、当該製品に起因しない事故と判断される。原因は、点火不良状態での継続使用により燃焼室下部に染み込んでいた未燃灯油が消火後の余熱で気化して発火し、炎が燃焼室から本体内部へ噴き出したものと推定される。(2010/10/01公表情報)	使用期間約25年

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K09-069	2009/11/09	2010/11/5	石油ふろパーナー	火災が発生し、当該製品を焼損した。	器具と周辺0.8㎡ 焼損	なし	長崎県	調査の結果、 ○当該製品のパーナーノズル(パーナーのガス噴出口)は正常であり、 ○燃焼不良等の異常痕跡はなかったこと、 ○灰出し口蓋がない状態で使用していたこと、 ○事故当日は、当該製品周辺でわら作業を行っていたため、わらが近傍に散在していたことから、 ●ふろがま周辺にわらが散在した状態で当該製品が点火されたため、 灰出し口付近のわらが発火して、火災に至ったものと推定。	製造から20年以上経過した製品 METI公表の表記は「F-1」
B1K09-068	2009/05/06	2010/11/5	石油ふろがま(薪兼用)	パーナーで風呂を焚いて、保温用に釜へ紙類を投入した。翌早朝、火が出ていることに気付いて消火した。個人情報関係でこれ以上の情報が得られなかった。	機器被害なし。家 屋部分焼。	なし	三重県	調査の結果、 ○当該製品の外観、パーナ部に出火の痕跡はなかったこと、 ○ゴム製配管からの灯油漏れは認められなかったこと、 ○紙類を投入しているが、焚き口が閉まっており、紙類からの延焼も認められなかったこと、 ●当該製品からの出火ではないものと推定。	
B1K09-067	2009/04/28	2010/11/5	石油ファンヒーター	当該製品を使用していたところ、本体背面付近から炎が上がった。	家屋一部焼損	なし	新潟県	調査の結果、 ○当該製品の電気系統には出火の痕跡がなく、送油管経路にも灯油漏れなどの異常が認められなかったことから、 ●当該製品からの出火ではなく外部からの延焼により焼損したものと推定。	
B1K09-066	2009/04/01	2010/11/5	石油ふろがま(薪兼用)	浴槽に水が溜まる前にパーナーの運転を始めた。その後暫くして焦げ臭い匂いがした。本体が木製の壁に密着して設置されたことで、壁が長期に亘り過熱され炭化が進み、低温発火に至ったものではないかと推測される。	機器焼損、壁の 一部が損傷。	なし	埼玉県	調査の結果、 ○空の浴槽に水を入れながらパーナーを運転させたこと、 ○パーナーの燃焼状態は正常であったこと、 ○パーナー口蓋と壁との間に落ち葉が多量に堆積していたことから ●空き状態となって当該製品のパーナー口蓋付近に堆積した落ち葉が過熱されて引火し、火災に至ったものと推定。なお、当該製品は、家屋との隙間がほとんど無い状態で設置されており、落ち葉が溜まりやすい状態であった。	製造から10年以上経過した製品
B1K09-065	2009/03/21	2010/11/5	石油ファンヒーター	火災が発生し、事故現場に当該製品と破裂したスプレー缶が数本散乱していた。	家屋全焼	なし	富山県	調査の結果、 ○当該製品に油漏れ、異常燃焼、電気部品からの発火痕跡及び爆発による変形は認められなかったこと、 ○温風吹き出し口の前に4本の破裂したスプレー缶があったこと、 ○室内のあちこちが燃えていたこと、 ●当該製品によりスプレー缶が加熱されスプレー内圧が上昇して爆発し、室内周辺に引火して火災に至ったものと推定。	経済産業省データは「石油温風暖房機(開放式)」と記載
B1K09-064	2009/03/04	2010/11/5	石油ストーブ(開放式)	住宅が全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。 当該製品の置台上に多量にあった紙や砂等が空気取り入れ口を閉塞していたことから、給気不足となって異常燃焼が生じ、火災に至ったものと推定。	家屋全焼	なし	千葉県	調査の結果、 ○当該製品の置台に多量にあった紙や砂等が空気取り入れ口を閉塞していたことから ●給気不足となって異常燃焼が生じ、火災に至ったものと推定。	
B1K09-063	2009/01/24	2010/11/5	石油ストーブ(FF式)	火災が発生し、当該製品及びその周辺が焼損した。事故の2週間前に使用者が自ら分解して不完全な修理をおこなっていたこと、から、異常燃焼が常態的に生じ、木製の壁が炭化し、低温着火を生じ火災に至ったものと推定。	火災	なし	北海道	調査の結果、 ○当該製品はマントルピースの中で、かつ、背面の木製壁に近い状態で設置されていたこと ○壁には、異常燃焼を繰り返して生じていたと考えられる炭化部分があったこと、 ○事故の2週間前に使用者が自ら分解して不完全な修理をおこなっていたこと、 ●異常燃焼が常態的に生じ、木製の壁が炭化し、低温着火を生じ火災に至ったものと推定。	製造から10年以上経過した製品
B1K09-062	2009/01/12	2010/11/5	石油ストーブ(開放式)	給油のため消火ボタンで消火操作後、給油タンクを取り出す際に炎が発生し、床及びカーペットが焼損した。給油タンクの口金を十分締めていない状態でタンクを抜いた際に口金を外れて灯油が当該製品にかかり火災に至ったものと推定。	火災	なし	千葉県	調査の結果、 ○当該製品の給油タンクの口金は外れた状態であったことから ●給油タンクの口金を十分締めていない状態でタンクを抜いた際に口金を外れて灯油が当該製品にかかり火災に至ったものと推定。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K09-061	2009/01/26	2010/11/5	石油ストーブ(開放式)	火災が発生し、1名が死亡した。	家屋焼損	1名死亡	千葉県	調査の結果、 ○当該製品の内部よりも外部の煤付着が多いこと、 ○燃焼筒の内炎筒底部のみに煤付着が認められることから通常の燃焼状態であり、当該製品からの出火と認められる痕跡はなかったことから、 ●当該製品からの出火ではなく外部からの延焼により焼損したものと推定。	
B1K09-060	2009/01/24	2010/11/5	石油給湯機	農機具小屋に設置していたボイラー(手洗い用に使用)から出火。燃料タンク内の錆や水の流入でノズルの噴霧状態が非常に悪くなっていた事、ねずみによる燃焼安全装置の不作為があった事などの複合原因と推定。	ボイラー付近に置いていた材木や柱が一部焼損。	なし	兵庫県	調査の結果、 ○当該製品が長期間(20年以上)使用で燃料タンク内部は多量の錆等で汚れがひどく、ノズル内部にも錆が認められる状況であったこと、 ○燃焼室炉材、バーナー口、排気筒接続口パッキンに油が浸込んでいたこと ○相当以前から警報装置をリセットしながら使用していたことから、 ●着火不良となったままリセットを繰り返して使用を続けたため、燃焼室底部に未燃灯油が溜まり、着火時に未燃灯油に引火してバーナー口パッキンから外部へ延焼し火災に至ったものと推定。	製造から20年以上経過した製品
B1K09-059	2009/01/09	2010/11/5	石油ストーブ(開放式)	当該製品及び周囲を焼損する火災が発生した。当該製品の置台上に燃えたライターや、紙類の残渣物があることから、ライターのガス漏れによる着火、延焼が推定された。	器具と周辺の一部焼損	なし	愛知県	調査の結果、 ○消火後1時間半してからの火災であること、 ○消火後にカートリッジタンクが抜かれていたこと、 ○燃焼筒には異常燃焼や灯油漏れの痕跡は認められなかったこと ○本体の底面に多量の煤の付着があったこと、本体の外郭の右側のみ燃焼していること ○ガスライター(3個)、紙の燃えかすが残っているなど置き台で炎が発生した痕跡があること、等から ●何らかの要因で置き台上で炎が発生し、置き台にあった紙等へ引火して火災に至ったものと判断した。なお、置き台上にあったガスライターから出火した可能性はあるが、ライターの焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。	
B1K09-058	2009/07/05	2010/06/18	石油給湯機(屋外式)	当該製品から異音がしたため確認すると、排気筒から発煙していた。	器具焼損	なし	岡山県	調査の結果、使用者は、長期間(11年)の使用により当該製品がたびたび不着火となる故障状態で、異常を警告するランプが点滅していたが、リセットを繰り返しながら使用を続けていた。そのため、燃焼筒内部に未燃灯油が溜まり、バーナーの炎が引火したものと判断した。不着火の原因は、長期使用による電磁ポンプの送油量低下及び点火電極の摩耗と考えられる。	製造から10年以上経過した製品
B1K09-057	2009/07/01	2010/06/18	石油ストーブ(密閉式)	火災が発生し、現場に当該製品があった	火災		北海道	調査の結果、当該製品は当時運転状態であり、当該製品本体上部の焼損が激しく、可燃物の燃えた後が確認された。当該製品上部や周辺の可燃物に引火したものと判断した。	製造から15年以上経過した製品
B1K09-056	2009/05/29	2010/06/18	石油ファンヒーター	当該製品を使用していたところ、異臭がし、当該製品が焼損した。	火災		福島県	調査の結果、使用者は長期間(約20年間)使用していた当該製品が使用中にたびたび止まり、異臭がするなど故障状態であることを認識しながら、使用し続けていたため、事故に至ったものと判断した。故障の原因は、長年の使用によるものと考えられるが、当該製品の内部の焼失が著しく、特定されなかった。	
B1K09-055	2009/04/16	2010/06/18	石油ふろがま(薪兼用)	当該製品を使用していたところ、当該製品付近から出火する火災が発生した。焚き口が朽ちて広がっており、代替のふたを使っていたが塞ぎきれず、ここからこぼれ落ちた火種が、送油管接続部から漏れていた灯油に引火したものと判断した。	機器焼損、機器を設置した小屋の天井(波板)が変形	なし	福岡県	調査の結果、当該製品は、使用者により修理がなされており、焚き口のふたの補修が不完全だったため、こぼれ落ちた火種が、不十分な修理のため送油管接続部から漏れていた灯油に引火したものと判断した。	製造から15年以上経過した製品
B1K09-054	2009/04/25	2010/06/18	石油ふろがま	タイマーをセットし、追い焚きしていたところ、火災が発生した。使用者が修理をして、通風調節部が不適切に密閉され、煙突も風の影響を受けやすい状態であった。そのため風が煙突を逆流し、炎を逆流させ、テープを巻いて補修していたゴム製送油管から漏れていた灯油に引火したものと判断した。	器具焼損	なし	山口県	調査の結果、長期間(27年以上)使用している当該製品を使用者がたびたび修理をしており、通風調節部が不適切に密閉され、煙突も風の影響を受けやすい状態であった。そのため風が煙突を逆流し、炎を逆流させ、テープを巻いて補修していたゴム製送油管から漏れていた灯油に引火したものと判断した。	製造から25年以上経過した製品

※1 A2: 重大製品事故以外の製品事故

※2 B1: 「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2: 「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K09-053	2009/04/23	2010/06/18	石油ストーブ(開放式)	屋外で当該製品を使用していたところ、当該製品の背面から出火する火災が発生した	火災		千葉県	調査の結果、当該製品に残っていた灯油を使い切るために屋外で燃焼させており、その際に供気が不足し、風の影響も受けて炎が下方に向かって吹き返し、置き台上に入れられていた紙と埃に引火したものと判断した。	
B1K09-052	2009/04/21	2010/06/18	石油ふろがま(薪兼用)	当該製品付近より出火した。燃焼室内側より外側の熱変色が大きく、残存配線類やその他焼損部に発火の痕跡は認められなかった。また、前日から出火時にかけて当該製品は使用されておらず、外部から焼損したものと判断した。	家屋全焼	なし	和歌山県	調査の結果、当該製品は燃焼室内側より外側の熱変色が大きく、残存配線類やその他焼損部に発火の痕跡は認められなかった。また、出火時に当該製品は使用されておらず、外部から焼損したものと判断した。	なし
B1K09-051	2009/03/01	2010/06/18	石油給湯機(屋外式)	1週間ほど前から黒煙が出ていた。当日、午後9時ごろ使用中に途中から水になった。午後11時半頃、窓の外に炎が見えた。燃焼不良等で炉内に溜まった灯油に引火し、その炎が、長年の使用で亀裂が生じた送油管から漏れていた灯油に引火し、焼損が拡大したと判断する。	機器焼損、側面の壁約1m2を焼損	なし	福岡県	調査の結果、使用者は、当該製品が長年(19年間)の使用で燃焼筒に煤が詰まり、異常燃焼により使用中に黒煙が出て、お湯が出ないことがあることを知りつつ、使用を続けていた。そのため、燃焼不良等で溜まった灯油に引火したものと判断した。その炎が、長年の使用で亀裂が生じた送油管から漏れていた灯油に引火し、焼損が拡大した。	製造から15年以上経過した製品
B1K09-050	2009/02/24	2010/06/18	石油ストーブ(開放式)	当該製品を消火後外出したところ、火災が発生した。	火災		兵庫県	調査の結果、使用者が当該製品の燃焼筒のしんを交換した際に適切に取り付けていなかったため、消火操作をしたが、しんがきちんと下がらず燃焼が継続し、異常燃焼を起こしたものと判断した。	
B1K09-049	2009/02/23	2010/06/18	石油ストーブ(開放式)	当該製品を使用中に、発煙した。	器具焼損	なし	福岡県	調査の結果、当該製品に着火するために使用されたマッチの火が十分に消されないまま本体内部に落下し、内部に堆積していたほこりに引火し、火災に至ったものと判断した。なお、取扱説明書に、マッチの燃えかすを器具内に落としたり、置台に置くと火災の危険がある旨の注意記載がなされていた。	
B1K09-048	2009/01/24	2010/06/18	石油ストーブ(開放式)	当該製品から火する火災が発生し、住宅が全焼した。燃焼している当該製品を持ち出す際に1名が火傷を負った。	住宅全焼	火傷	鹿児島県	調査の結果、当該製品の燃焼筒を持ち上げ点火した後、燃焼筒を適切に据え付けなかったため、異常燃焼となり、消火のため持ち出そうとしたが、落としてしまい、周囲の可燃物に引火したものと判断した。	
B1K09-047	2009/01/23	2010/06/18	石油ストーブ(開放式)	当該機器が火元と思われる火災が発生した。当該機器を燃焼状態のまま給油しようとして給油タンクを機器にセットしようとした際、給油タンクの蓋が開き、当該機器に灯油が掛かって出火した。	火災	なし	兵庫県	調査の結果、当該製品を使用中に消火せずに給油タンクを取り出して給油し、タンクをストーブに戻そうとした際に、ふたを確実に閉めていなかったため、灯油がこぼれて燃焼筒にかかり、火災に至ったものと判断した。なお、当該タンクは、ワンタッチ式の給油口であるが、改善されたもので、不完全な半ロック状態になるものではなかった。	
A2K09-046	2009/12/10	2010/03/23	石油給湯機(屋外式)	給湯機の排気口から煙と炎が出て近隣の方が消火した。器具内部が焼損した。	機器内部一部焼損	無	富山県		リコール品 (2002/10/24)
B1K09-045	2009/01/15	2010/03/17	石油ファンヒーター	当該製品から炎が上がり、製品を持ち出す際に1名が両手に軽い火傷を負った。	器具焼損	軽傷1名 (火傷)	愛知県	調査の結果、当該製品に誤ってガソリンを給油したため、異常燃焼を起こし、火災に至ったものと判断した。	調査の結果、当該製品に誤ってガソリンを給油したため、異常燃焼を起こし、火災に至ったものと判断した。
B1K09-044	2009/02/25	2010/03/16	石油ファンヒーター	当該製品を運転してしばらくすると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	火災	軽傷1名	北海道	調査の結果、当該製品内部の部品類に発火の痕跡は認められず、固定タンクなどの発火源となり得る箇所は焼損していないことから、外部から焼損したものと判断した。	
B1K09-043	2009/03/02	2010/03/16	石油ストーブ(開放式)	当該製品を使用中に火災が発生した。ストーブが倒れた際に付近に干していた洗濯物に引火した可能性がある。	火災	無	新潟県	調査の結果、当該製品を使用中に誤ってぶつかり、前倒しとなったところにあった洗濯物等の可燃物に着火したものと判断した。	当該製品を使用中に火災が発生した。ストーブが倒れた際に付近に干していた洗濯物に引火した可能性がある。
B1K09-042	2009/01/27	2010/03/16	石油ストーブ(開放式)	火災が発生し、1名が軽傷を負った。事故現場に当該製品があった。	火災	軽傷1名	愛知県	調査の結果、当該製品に異常燃焼や灯油漏れの痕跡はなく、不具合は認められなかった。	

※1 A2: 重大製品事故以外の製品事故

※2 B1: 「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2: 「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K09-041	2009/02/06	2010/03/16	石油ファンヒーター	当該製品を使用したまま外出して戻ってくると、当該機器と周辺が焼損して、自然鎮火していた。3日後に通報された。	火災	無	福井県	調査の結果、当該製品に異常燃焼や発火の痕跡は認められなかった。	調査の結果、当該製品に異常燃焼や発火の痕跡は認められなかった。
B1K09-040	2009/01/03	2010/03/16	石油ストーブ(開放式)	火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	火災	死亡1名	長崎県	調査の結果、当該製品の消火をせずに給油を行い、給油タンクを戻そうとした際に、きちんと締められていなかったタンクのねじ式口金が外れ、灯油がこぼれ製品にかかり、火災に至ったものと判断した。	調査の結果、当該製品の消火をせずに給油を行い、給油タンクを戻そうとした際に、きちんと締められていなかったタンクのねじ式口金が外れ、灯油がこぼれ製品にかかり、火災に至ったものと判断した。
B1K09-039	2009/01/15	2010/03/16	石油ストーブ(開放式)	当該製品に点火後、しばらくすると異常燃焼し周辺が焼損した。	火災	無	香川県	調査の結果、燃焼筒が傾いた状態で当該製品が使用されていたため、異常燃焼を起こし、火災に至ったものと判断した。	調査の結果、燃焼筒が傾いた状態で当該製品が使用されていたため、異常燃焼を起こし、火災に至ったものと判断した。
B1K09-038	2009/01/09	2010/03/16	石油給湯機(FE式)	火災が発生し、1名が死亡した。出火元周辺に当該製品があった。	火災	死亡1名	福島県	調査の結果、当該製品に異常燃焼の痕跡や出火に繋がるような異常は認められなかった。排気筒が上下にずれており、生じた隙間より排出された熱や火の粉が、周囲の可燃物に引火したものと判断した。	調査の結果、当該製品に異常燃焼の痕跡や出火に繋がるような異常は認められなかった。排気筒が上下にずれており、生じた隙間より排出された熱や火の粉が、周囲の可燃物に引火したものと判断した。
B1K09-037	2009/03/06	2010/02/12	石油ファンヒーター	当該製品背面から出火する火災が発生した。	機器一部焼損 部屋の壁が焼け付けた	無	山梨県	調査の結果、当該製品に異常は認められず、誤ってガソリンを給油したため、異常燃焼を起こし、火災に至ったものと判断した。	
B1K09-036	2009/02/19	2010/02/12	石油ファンヒーター	当該製品のタンクを持ち上げたところ、キャップが外れ、火災が発生し、1名が指に火傷を負った。	家屋半焼	軽傷1名	神奈川県	調査の結果、当該製品のタンクの口及びキャップに異常は認められなかった。消火をせずに給油を行い、キャップをしっかり締めなかったためタンクのねじ式口金が外れ、灯油がこぼれ製品にかかり、火災に至ったものと判断した。	
B1K09-035	2009/02/17	2010/02/12	石油ファンヒーター	当該製品の前面にビニール製の鞆を置いていたところ火災が発生した。	家屋半焼	無	静岡県	調査の結果、ヘアスプレーを入れた樹脂製のカバンを当該製品の温風吹出口の前に置いたため、温風でヘアスプレーが加熱され、内圧が上昇して爆発したものと判断した。	
B1K09-034	2009/03/17	2010/02/12	油だき温水ボイラ	美容院が入っているビルの4階にボイラが設置されていて、朝の9:30頃火災が発生した。	機器焼損 4階2部屋全焼、 3階階段焼損	無	愛媛県	調査の結果、当該製品はバーナーの電極部及び排気筒が改造されており、改造による着火・燃焼不良等の不具合によりバーナー接続部付近から逆火が生じ、付近の可燃物に引火したものと判断した。	製造から30年以上経過した製品
B1K09-033	2009/02/13	2010/02/12	石油ふろがま	午前0時30分頃異臭がして空焚きに気づき、浴室スイッチの操作でバーナーを停止し、ふろがまに水をかけた。前日午後8時10分頃にスイッチを切った後は入れていないとのこと。	機器焼損 浴槽循環口変色、 循環パイプ焼損	無	群馬県	調査の結果、浴室スイッチ内部の樹脂部品の割れを応急的に修理した状態で使用し続けたため、スイッチがきちんと操作できない状態となり、運転が停止されず燃焼が続き、空焚きとなったものと判断した。当該機種には、空焚き防止装置は付いていなかった。	製造から25年以上経過した製品
B1K09-032	2009/04/30	2010/02/02	石油ストーブ	老女性の一人暮らし、4月29日空になった灯油タンクを満タンに給油し、夜1時間程使用。翌30日8時30頃点火し、1時間30分程した頃「ブツブツ」と異音がストーブからする為やかんを降ろし、消火するが火が消えず、灯油タンクを抜こうとするが抜けない為、隣家へ助けを求めに行っている内に火災となる。	有	無	岡山県	調査の結果、当該製品にガソリンを誤給油して使用したために異常燃焼したものと判断した。	

※1 A2: 重大製品事故以外の製品事故

※2 B1: 「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2: 「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K09-031	2009/03/15	2010/02/02	石油ストーブ(開放式)	当日朝10分～15分程使用後消火、仕事から帰り夜10時頃着火して、台所で夕飯の支度をしているときにストーブから130cmほど火が立ち上がっているのを見つけて水をかけて消火した。点火してから数分しかたっていないかった。	有	無	長崎県	調査の結果、当該製品は置き台が変形し吸気しにくくなっている上に埃が溜まって空気不足の状態で使用されていた。加えて、点火時に燃焼筒が適切に摺り付けていなかったために異常燃焼を起こし、火災に至ったものと判断した。なお、取扱説明書に置き台等の埃は時々除去する。埃が詰まると異常燃焼や火災の原因となる。燃焼筒を正しくセットする旨、記載されている。	
B1K09-030	2009/04/03	2010/01/28	油だき温水ボイラ(屋外式)	家人が留守中に出火し、消防に火災の通報が有り出動した。家屋は半焼した。	家屋半焼	無	福岡県	調査の結果、事故当時に当該製品の電源は切られており、異常燃焼や燃料漏れの痕跡は認められなかった。外殻ケース及び内部断熱材とも上部左側の焼損が著しく、製品内部よりも外側の焼損が著しいことから、外部から焼損したものと判断した。	B1K0900029とB1K0900030は同一事故
B1K09-029	2009/04/03	2010/01/28	石油給湯機付ふろがま(屋外式)	家人が留守中に出火し、消防に火災の通報が有り出動した。家屋は半焼した。	家屋半焼	無	福岡県	調査の結果、事故当時に当該製品の電源は切られており、異常燃焼や燃料漏れの痕跡は認められなかった。外殻ケース及び内部断熱材とも上部左側の焼損が著しく、製品内部よりも外側の焼損が著しいことから、外部から焼損したものと判断した。	B1K0900029とB1K0900030は同一事故
A2K09-028	2009/11/29	2010/01/20	石油給湯機付ふろがま(屋内設置型:FE式)	使用中、家のプレーカーが作動、機器より煙がでた。	機器内部一部焼損	無	岩手県		リコール品 (2002/10/24)
A2K09-027	2009/11/19	2010/01/13	石油給湯機(屋外式)	使用中、家のプレーカーが作動、機器より煙がでた。	機器内部一部焼損	無	富山県		リコール品 (2002/10/24)
B1K09-026	2009/02/02	2010/01/08	石油ファンヒーター	当該機器の運転を開始して部屋を離れ、しばらくして戻ってみると、壁に掛けていたコルクボードの紐が焼けて落下し、絨毯の上で焼損していた。	無	無	愛知県	調査の結果、当該製品に異常はなく、当該製品と焼損物の間は十分に距離が離れていることから、当該製品が発火源になったものではないと判断された。	
A2K09-025	2009/11/19	2010/01/08	石油給湯機(屋外式)	給湯使用中に機器排気口から煙が出た。消火器で消火した。	器具内焼損	無	岩手県		リコール品 (2002/10/24)
B1K09-024	2009/06/02	2009/12/15	石油バーナー	当該製品をかまどに設置して業務用調理に使用していたところ、火災が発生した。風呂の追い炊き用である当該製品(バーナー)を、かまどに設置し、高温の業務用調理に使用したため、当該製品が焼損したものと判断した。	機器焼損	無	高知県	風呂の追い炊き用である当該製品(バーナー)を、かまどに設置し、高温の業務用調理に使用したため、当該製品が焼損したものと判断した。	
A2K09-023	2009/10/20	2009/12/02	石油給湯機(屋外式)	給湯使用中に機器から煙が出てきた。自然消火した。	器具内焼損	無	茨城県		リコール品 (2002/10/24)
A2K09-022	2009/09/01	2009/10/27	石油給湯機付ふろがま(屋内設置型:FF式)	煙突周辺の断熱材がこげた	断熱材がこげた	無	北海道		
A2K09-021	2009/09/09	2009/10/22	石油給湯機(屋外式)	器具内部焼損	器具内焼損	無	福岡県		リコール品 (2002/10/24)
A2K09-020	2009/10/03	2009/10/19	石油給湯機付ふろがま	排気口から黒煙と炎が出た	無	無	石川県		リコール品 (2002/10/24)
A2K09-019	2009/2/0 頃	2009/10/19	石油ファンヒーター	白煙が出たとのことで修理依頼があった。確認の結果、変質灯油が使用されたことによりニードルにタールが付着し、その影響で白煙が生じていた為、部品清掃(タールの除去)等の修理を行った。	無	無	滋賀県		
B2K09-018	2009/08/04	2009/09/18	石油給湯機付ふろがま	電磁ポンプ部からの油漏れ。焼損などは無し	無	無	北海道		
B1K09-017	2009/01/28	2009/08/12	石油ストーブ(開放式)	カートリッジタンクに給油後、口金キャップが外れた状態で本体にセットして、点火操作を行ったため、タンクからこぼれた灯油に引火し、火災に至った。	火災	死亡1名 重傷1名	千葉県	調査の結果、当該製品のカートリッジタンクに給油後、口金キャップが外れた状態のタンクを当該製品本体にセットして、点火操作を行ったため、タンクからこぼれた灯油に引火し、火災に至ったものと判断した。	
B1K09-016	2009/01/17	2009/08/12	石油ストーブ(開放式)	機器の天板上に繊維等可燃性品が接触し、発火し火災が発生。	火災	死亡1名 軽傷1名	新潟県	調査の結果、当該製品の天板上に繊維等可燃性品が接触し、発火したものと判断した。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

製品事故(A2, B1, B2) 石油機器

2013/3/18

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K09-015	2009/01/07	2009/08/12	石油ファンヒーター	点火したままカートリッジタンクを抜き、タンクに何らかの力を加えたため油量のぞき窓が破損し、そこから漏れた灯油に引火し火災に至った。	火災	無	山形県	調査の結果、当該製品を使用中に、点火したままカートリッジタンクを抜き、タンクに何らかの力を加えたため油量計(油量のぞき窓)が破損し、そこから漏れた灯油に引火し、火災に至ったものと判断した。	
B1K09-014	2009/01/02	2009/08/12	石油ストーブ(開放式)	自動消火装置で着火しようとしたが着火しないため、ロウソクで点火したところ、しばらくすると機器から白煙があがり、操作部樹脂が焼損した。	火災	無	静岡県	調査の結果、当該製品は操作部の樹脂だけが焼損しており、他の部分には焼損や異常は見られなかった。点火に使用したロウソクの火が操作部に燃え移ったものと判断した。	点火に使用したロウソクの火が操作部に燃え移ったものと判断。
A2K09-013	2009/06/23	2009/07/23	石油給湯機(屋外式)	洗顔時に異音が生じ機器が焼損しているのを発見、水道にて消した。	器具内焼損	無	山口県		リコール品 (2002/10/24)
A2K09-012	2009/06/19	2009/07/08	石油給湯機(屋外式)	給湯使用中に排気口から煙が出てきた。確認すると器具内部が焼損していた。	器具内焼損	無	佐賀県		リコール品 (2002/10/24)
A2K09-011	2009/06/13	2009/07/08	石油給湯機(屋外式)	給湯使用中に器具内部より発火。	器具内焼損	無	岐阜県		リコール品 (2002/10/24)
B2K09-010	2009/06/11	2009/07/03	石油ファンヒーター	シーズンが終わってファンに付いた埃を雑巾で拭き取るために、ねじを外して製品を分解した。清掃中に左手の親指がプロペラに当たり1cm程度のキズを負う(三針縫う)	無	軽傷1名	三重県		
A2K09-009	2009/05/10	2009/06/19	石油給湯機付ふろがま	バーナ部より油漏れが生じた。焼損等はありません。	無	無	鹿児島県		
A2K09-008	2009/05/21	2009/06/19	石油給湯機(FE式)	火災警報機が作動した。給湯機から黒煙が上がって内部焼損した。	器具内部焼損	無	富山県		リコール品 (2002/10/24)
B1K09-007	2009/02/14	2009/03/19	石油ファンヒーター	ガソリンの誤使用による製品からの出火。	カーテン、クロスが一部焼損	無	奈良県		
A2K09-006	2009/02/18	2009/03/02	石油給湯機(FE式)	当該機器を使用中にボイラー室から音が聞こえたため、機器を確認すると焼損していた。	器具焼損	無	石川県		リコール品 (2002/10/24)
A2K09-005	2009/02/02	2009/02/26	石油ファンヒーター	運転中の石油ファンヒーターから発火した為、水をかけて消火した。	器具の一部焼損	無	静岡県		
A2K09-004	2009/01/29	2009/02/09	石油給湯機(屋外式)	屋外で大きな音が生じたので家人が給湯機を確認したところボイラーから水漏れしていた。カバーを外すと内部部品が焼損していた。	器具内部焼損	無	富山県		リコール品 (2002/10/24)
A2K09-003	2009/01/28	2009/02/09	石油給湯機(屋外式)	運転スイッチを入れて数分後に「ボン」と音が聞こえたため、当該機器を確認すると焼損していた。	製品被害有	無	新潟県		リコール品 (2002/10/24)
B2K09-002	2009/01/18	2009/02/02	石油ファンヒーター	「運転状態で給油、タンクをセットしたら発火したため、消火器で消した。」とユーザーより連絡があった。製品を確認したが異常はなく、発火の痕跡もない。確認状況より製品外部の可燃性液体・可燃物による発火・引火と推定する。	畳1枚焦げ、他に2枚汚れ計3枚とカーペットを汚した	無	神奈川県		
B1K09-001	2009/01/10	2009/01/23	石油ふろがま	浴槽に水を入れないままスイッチを入れてしまい、製品から出火した。	製品及び壁1.6㎡焼損	無	福岡県		

*過去4年間の経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等を反映した。また、これに合わせ重複データのチェックを行った(10/11/05)

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故